

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が 気候関連の情報開示基準の草案を公開

Research Clip
2022年6月

社会システム研究所
アナリスト
高橋 龍生 CFA

■2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board、以下 ISSB）が、「IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」および「IFRS S2 気候関連開示」の2つの開示基準の草案を公開した。前者は、財務資本提供者が資本提供を行うか否かを判断する際に有益となる、重大なサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報を企業が開示することを目的としている。後者は、気候関連のリスクと機会が企業価値に与える影響を財務資本提供者が評価する際に、有益となる情報を企業が開示することを目的としている。本稿では、後者の「IFRS S2 気候関連開示」の基準案の内容について、紹介する。

現在、気候関連の開示については、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」からなる4提言に基づいた開示がグローバルで主流となっている。TCFDが公表した「2021 Status Report」によると、EU、英国、ニュージーランド、スイス、シンガポール、香港、ブラジルにおいて、TCFD提言に沿った開示の法定化が進められているという。日本においては、2021年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードが、プライム上場企業に対して、「TCFDまたはそれと同等の枠組み(ISSBによる今回の「IFRS S2 気候関連開示」¹⁾)に基づいた開示を求めている。

TCFD提言はフレームワークであるため、具体的な開示基準はない。また、開示方法については、企業側の自由裁量となっているため、比較可能性の問題が挙げられる。だが、「IFRS S2 気候関連開示」は、TCFD提言よりも、より具体的かつ詳細な開示基準となっている。開示内容が企業側の自由記載に基づいたTCFD提言によるフレームワークから、統一化された具体的な基準へと深化したと言える。

1. 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立と TRWG による2つのプロトタイプ

2021年3月8日、国際会計基準(IFRS)の策定を担う国際会計基準審議会(IASB)を傘下に持つIFRS財団は、ISSBによるサステナビリティ報告基準の準備・策定に提言を求めため、技術的準備ワーキンググループ(TRWG)を設置した。TRWGは、CDSB(気候変動開示基準委員会)、IASB、TCFD、VRF(Value Reporting Foundation)、WEF(世界経済フォーラム)、の5団体から構成されている²。

¹ 「TCFDまたはそれと同等の枠組み」における「同等の枠組み」について、東証はFAQで、「IFRS財団により検討が進められているサステナビリティ開示」が該当すると回答している(<https://faq.jp.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8348.html>)。

² VRFは、SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)とIIRC(国際統合報告評議会)が統合し2021年6月に発足した。また、VRFおよびCDSBについては、2022年6月までにISSBと統合することが既に発表されている。

その後、2021年11月3日、英国のグラスゴーで開催されたCOP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)で、IFRS財団が、ISSBの設立を公表した。財務報告基準と同等に、グローバルに一貫性と比較可能性を有したサステナビリティ報告基準の策定が、ISSBの設立目的となっている。

また、COP26においてISSBの設立が宣言された際に、TRWGが「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項のプロトタイプ」および「気候関連開示のプロトタイプ」を基準原案として公表した³。両プロトタイプでは、(TCFDがTRWGの構成メンバーであることから推察される通り、)TCFD提言をベースとした「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」に関する開示基準とすることが提案された。さらに、開示対象を財務資本提供者とし、気候変動を含むサステナビリティに関するリスクと機会が企業価値に与える影響、という観点から開示を求める、所謂シングル・マテリアリティの考え方が提案された⁴。

2022年3月31日、ISSBは上記2つのプロトタイプの原案を基に「IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」および「IFRS S2 気候関連開示」の2つの開示基準の草案をそれぞれ公開した。以下では、「IFRS S2 気候関連開示」における開示項目について取り上げる。

2. 気候関連の開示基準の草案「IFRS S2 気候関連開示」

「IFRS S2 気候関連開示」は、財務資本提供者が意思決定する際に、企業の気候関連のリスクと機会を適切に評価するために有益となる情報開示を目的としている。具体的には、下記の3点について、気候変動がどのように影響するのかに関する開示を求めている。

- (1) 企業の財務状況
- (2) 短中長期にわたる企業のキャッシュフローの金額、時期、確実性、および財務資本提供者による企業価値評価
- (3) 企業の戦略およびビジネスモデル

「IFRS S2 気候関連開示」では、TCFDの4提言をベースとした開示を求めている。以下、「IFRS S2 気候関連開示」の(1)ガバナンス、(2)戦略、(3)リスク管理、(4)指標と目標、で求める各基準項目について、TCFD提言よりも詳細な開示を追加的に求めている点を中心に概説する(TCFD提言と「IFRS S2 気候関連開示」の対照表はAppendixに掲載)。

(1)ガバナンス

「ガバナンス」の開示では、財務資本提供者が気候関連のリスクと機会に対する企業のモニタリングや管理の体制(プロセス、統制、手続など)を把握することを目的としている。

図表1に示した開示項目では、気候関連のリスクと機会を監督する組織の機関や個人の特定およびそ

³ <https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#resources>

⁴ もう一つは、企業の事業活動が環境や社会に与える影響という観点であり、双方を合わせて「ダブル・マテリアリティ」と呼ぶ。

の開示が求められている。特徴として、組織の気候関連の責任の所在を明示的に求めた点が挙げられる。また、気候関連のリスクと機会への対応に向けた戦略を監督していくためのスキルとコンピテンシーが利用可能であることを組織がどのように確保するのか、などの開示も求められている。

図表1 「ガバナンス」の開示項目

| ガバナンス | |
|--------------|--|
| 目的 | 財務資本提供者が、気候関連のリスクと機会をモニタリングおよび管理するために用いられる企業のガバナンスのプロセス、統制、手続を理解できるようにする |
| 開示項目 | <p>この目的を達成するため、企業は気候関連のリスクと機会に対するモニタリングを行うガバナンス機関（取締役会、委員会、又は同等のガバナンスを担う機関を含む）に関する情報と、それらのプロセスにおける経営者の役割に関する情報を開示しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 気候関連のリスクと機会のモニタリングに責任を持つ機関、またはその機関の構成メンバー (b) 気候関連のリスクと機会に対する組織の責任が、取締役会のマンドート、組織の委任事項、その他の関連する方針において、どのように反映されているか (c) 気候関連のリスクと機会の対応に向けた戦略を監督するために、適切なスキルとコンピテンシーを組織が確保する方法 (d) 組織とその委員会（監査委員会、リスク委員会、またはその他の委員会）が、どのように、どのくらいの頻度で、気候関連のリスクと機会についての情報を得ているか (e) トレードオフの評価や不確実性に対する感度分析が必要な場合も含め、企業戦略、主要取引に関する経営判断、リスク管理方針を監督する際に、組織とその委員会が、気候関連のリスクと機会をどのように考慮しているか (f) 組織とその委員会が、重大な気候関連のリスクと機会に関する目標設定をどのように監督し、その進捗をモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬方針に含まれているかどうか、またどのように含まれているかを含む） (g) <ul style="list-style-type: none"> ▶ その役割が特定の役員や委員会に委任されているか、またその役員や委員会に対して、どのようなモニタリングが行われているかを含め、気候関連のリスクと機会の評価および管理における経営者の役割 ▶ 気候関連のリスクと機会の管理に、十分な統制と手続が適用されているかどうか、適用されている場合は、それが他の内部統制機能にどのように統合されているか |

(出所) ISSB, “[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures”より日興リサーチセンター作成

(2)戦略

「戦略」の開示では、財務資本提供者が、気候関連の重要なリスクと機会に対する企業の戦略を把握することを目的としている。

図表2に示した開示項目では、気候関連のリスクがバリューチェーンのどこに集中しているか、気候

関連のリスクと機会が B/S、P/L、CF に与える経時的な影響、カーボンオフセットの活用を含む具体的な移行計画、シナリオ分析に使用した仮定、などの開示が求められている。

図表2 「戦略」の開示項目

| 戦略 | |
|---|---|
| 目的 | 財務資本提供者が、気候関連の重要なリスクと機会に対する企業戦略を理解できるようにする |
| 開示項目 | <p style="text-align: center;">気候関連のリスクと機会</p> <p>短中長期的に、ビジネスモデル、戦略、キャッシュフロー、資金調達、資本コストに影響を与える可能性がある」と合理的に予想される重要な気候関連のリスクと機会</p> <p>(a) ・気候関連の重要なリスクと機会の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスモデル、戦略、キャッシュフロー、資金調達、資本コストに影響を与えると合理的に予想される時間軸 <p>(b) ・短期、中期、長期の時間軸をどのように定義しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の定義が、企業の戦略的計画期間や資本配分計画にどのように結びついているか <p>(c) 特定されたリスクが物理的リスクなのか、移行リスクなのか</p> <p>気候関連の重要なリスクと機会がビジネスモデルに与える、現在および将来における影響の評価に関する情報</p> <p>(a) 気候関連の重要なリスクと機会がバリューチェーンに及ぼす現在および将来における影響</p> <p>(b) バリューチェーンのどこに、気候関連の重要なリスクと機会が集中しているか (例：地域、施設、資産の種類、インプット、アウトプット、流通経路など)</p> |
| 戦略と意思決定 | |
| 気候関連の重要なリスクと機会が、移行計画を含む戦略や経営判断に与える影響に関する情報 | |
| (a) 設定した目標の達成に向けた計画策定を含む、気候関連の重要なリスクと機会に対して、どのように対応しているか | |
| (1) ビジネスモデルに対する現在および将来の変化に関する情報 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクと機会に対応するために企業が行っている戦略や資源配分の変更 ▶ 直接的な適応策や緩和策の取り組み (例：生産プロセスの変更、人材戦略の調整、使用材料や製品仕様の変更、効率化対策の導入など) ▶ 間接的な適応策や緩和策の取り組み(例：顧客やサプライチェーンとの協働など) | |
| (2) これらの計画において、どのように経営資源を調達するか | |
| (b) これらの計画における気候関連の目標に関する情報 | |
| (1) 目標のレビューのためのプロセス | |
| (2) バリューチェーンにおける排出削減により達成されるべき、企業の排出削減量の目標 | |
| (3) 排出削減の目標達成のためのカーボンオフセットの使用目的 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ▶ 目標達成が、どの程度カーボンオフセットの利用に依存しているか ▶ オフセットが、第三者検証または認証スキームの対象かどうか(対象となる場合、スキーム情報) | |

- ▶ カーボンオフセットの種類(オフセットが自然または技術的な炭素除去に基づくのか、また炭素除去なのか排出回避によるのか)
- ▶ 企業が利用するオフセットの信頼性および完全性を証明できる情報

(c) 過去の報告期間において、開示された計画の進捗に関する定量的および定性的な情報

B/S、P/L、CF

気候関連のリスクと機会が、企業のファイナンス計画にどのように組み込まれているかを含め、B/S、P/L、CFに対する重要なリスクと機会の影響と、短中長期的な影響に関する情報(定量的な情報を提供できない場合は、定性的な情報)を開示しなければならない

- (a) 気候関連の重要なリスクと機会が、直近のB/S、P/L、CFにどのような影響を及ぼしているか
- (b) 財務諸表に計上された資産と負債の帳簿価額に、次の会計年度中に重要な修正を加える可能性のある気候関連のリスクと機会に関する情報
- (c) 気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を踏まえて、財務状況が時系列で、どのように変化すると予想しているか
 - (1) 現在および将来における投資計画が財務状況に与える影響
(例：設備投資、M&Aや売却、共同支配企業、事業転換、イノベーション、新規事業、資産償却)
 - (2) 戦略の遂行のためのファイナンス計画
- (d) 気候関連の重要なリスクと機会に対応するための戦略を踏まえて、業績が経時的にどのように変化すると予想しているか
(例：気候変動に関する最新の国際協定に沿った低炭素経済への移行に向けた製品・サービスの収益やコストの増加、気候変動による資産の物理的損害、気候変動への適応や緩和のためのコスト)
- (e) 上記について、定量的な情報を開示できない場合は、その理由

レジリエンス(気候耐性)

- ・ 気候関連のリスクと機会、および関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する(ビジネスモデルを含む)戦略のレジリエンスに関する情報
 - ・ 企業は、レジリエンスを評価するために、それが不可能な場合を除き、気候関連のシナリオ分析を行わなければならない
 - ・ 気候関連のシナリオ分析を使用できない場合、代替的な方法または技法を駆使して、レジリエンスを評価しなければならない
- (a) レジリエンスを評価・分析した結果
 - (1) 特定された影響にどのように対応する必要があるかを含む、戦略のレジリエンスに対する分析結果についての示唆(あれば)
 - (2) レジリエンスを分析する際に、考慮しなければならない重要な不確定要素
 - (3) 気候変動に対し、短中長期にわたって自社の戦略やビジネスモデルを調整・適応させる能力
 - ▶ 気候関連のリスクへの対応および気候関連の機会を活用するために、資本を含む既存の財源が利用可能であり、柔軟的であるか
 - ▶ 既存のアセットを配置転換、転用、改修、または廃棄する能力
 - ▶ 気候レジリエンスのための緩和・適応策、気候関連の機会に対する現在または計画中の投資効果

(b) どのように分析を行ったか

(1) 気候関連のシナリオ分析を行った場合

- ▶ 評価に使用したシナリオおよびそのシナリオの出所
- ▶ 様々な気候関連のシナリオを比較して分析が行われたか
- ▶ 使用されたシナリオが移行リスクまたは物理的リスクに関連したか
- ▶ それらのシナリオで、気候に関する最新の国際協定に沿ったシナリオを使用しているか
- ▶ 選択したシナリオが、気候関連のリスクと機会に対するレジリエンスを評価する上で適切であると判断した理由
- ▶ 分析に使用した時間軸
- ▶ リスクの観点を含む、分析に使用したインプット(例：シナリオ分析に含まれる物理的リスクの範囲)また、対象となるオペレーションの範囲(例：使用される事業所)、および前提条件(例：事業所の場所や国・地域レベルの事情など)
- ▶ 低炭素経済への移行が企業に与える影響に関する仮定(例：事業を行う管轄区域の政策、マクロ経済動向、エネルギー使用量とその構成、技術に関する仮定など)

(2) 気候変動に関するシナリオ分析を行わない場合

- ▶ レジリエンスの評価に使用した手法(単一点予測、感度分析、または定性分析)
- ▶ 分析に使用した気候関連の仮定
- ▶ 選択した気候関連の前提条件が、気候関連のリスクと機会に対する企業のレジリエンスを評価するために適切と判断した理由
- ▶ 分析に使用した時間軸
- ▶ リスクの観点を含む、分析に使用したインプット(例：シナリオ分析に含まれる物理的リスクの範囲)また、対象となるオペレーションの範囲(例：使用される事業所)、および前提条件(例：事業所の場所や国・地域レベルの事情など)
- ▶ 低炭素経済への移行が企業に与える影響に関する仮定(例：事業を行う管轄区域の政策、マクロ経済動向、エネルギー使用量とその構成、技術に関する仮定など)
- ▶ 戦略のレジリエンスを評価するにあたって、シナリオ分析を用いることができなかった理由

(出所) ISSB, "[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures"より日興リサーチセンター作成

(3) リスク管理

「リスク管理」の開示では、財務資本提供者が、気候関連のリスクと機会について企業が特定、評価、管理するプロセスを把握することを目的としている。

図表3に示した開示項目では、追加的な項目は少なく、TCFD提言と同様に、気候関連のリスクと機会の特定、評価および管理のプロセスの開示が求められている。しかし、気候関連の機会については、上記のプロセス以外に、優先順位を付けるために用いるプロセスの開示が新たに求められている。また、気候関連リスクの特定に用いるインプット(データ源、対象となるオペレーションの範囲、仮定に使用した前提条件)、などの詳細な開示も求められている。

図表3 「リスク管理」の開示項目

| リスク管理 | |
|-------|--|
| 目的 | 財務資本提供者が、気候関連のリスクと機会を企業が特定、評価、管理するプロセスを理解できるようにする |
| 開示項目 | <p>(a) 気候関連のリスクと機会を特定するために使用するプロセス</p> <p>(b) リスクマネジメント目的で、気候関連リスクを特定するために使用するプロセス</p> <p>(1) 気候関連リスクの発生可能性と影響を、どのように評価しているか(定性的要因、定量的閾値およびその他の基準など)</p> <p>(2) リスク評価手法の活用を含む、他のリスクと比較して、気候関連リスクをどのように優先順位付けしているか(例：科学的根拠に基づくリスク評価手法など)</p> <p>(3) 使用するインプット(例：データ源、対象となるオペレーションの範囲、仮定に使用した前提条件)</p> <p>(4) 前の報告期間と比較して、使用したプロセスを変更したか</p> <p>(c) 気候関連の機会を特定、評価し、優先順位付けするために使用するプロセス</p> <p>(d) 気候関連のリスクと機会のモニタリングおよび管理のために使用するプロセス</p> <p>(e) 気候関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、どの程度またはどのように、企業全体のリスク管理(ERM)プロセスに統合されているか</p> <p>(f) 気候関連の機会の特定、評価、管理のプロセスが、どの程度またはどのように、全体的な経営プロセスに統合されているか</p> |

(出所) ISSB, "[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures"より日興リサーチセンター作成

(4)指標と目標

「指標と目標」の開示では、財務資本提供者が、重要な気候関連のリスクと機会を企業が測定、モニタリング、管理する方法、また設定した目標の進捗を評価する方法を把握することを目的としている。

図表4に示した開示項目では、温室効果ガス排出量について詳細な開示が求められている。具体的には、スコープ1およびスコープ2の開示では、連結企業と非連結企業について、それぞれ個別の開示が求められている。また、TCFD提言では「該当する場合」にスコープ3の開示が求められているが、今回の基準案では、スコープ3の開示が無条件に求められている。

上記以外にも、SASBスタンダードの11セクター・77業種別の測定指標の開示も求められている。例えば、運輸(セクター)の自動車(業種)では、「(1)ゼロエミッション車、(2)ハイブリッド車、(3)プラグイン・ハイブリッド車の販売台数」の開示が求められている⁵。

また、インターナルカーボンプライシングについても開示が求められ、経営判断に炭素価格をどのように適用させているか、に関する説明も開示項目に挙げられている。

⁵ 他セクターおよび他業種については、<https://www.ifrs.org/projects/work-plan/climate-related-disclosures/appendix-b-industry-based-disclosure-requirements/>を参照。

図表4 「指標と目標」の開示項目

| 指標と目標 | |
|--------------|--|
| 目的 | 財務資本提供者が、重要な気候関連のリスクと機会を企業がどのように測定、モニタリング、管理しているか、また企業が設定した目標に対する進捗を含め、そのパフォーマンスをどのように評価しているかを理解できるようにする |
| 開示項目 | <p>企業は、以下の業界横断的な測定基準のカテゴリーに関連する情報を開示しなければならない</p> <p>(a) 温室効果ガス排出量</p> <p>(1)温室効果ガス総排出量の絶対値(単位：トン) ※GHGプロトコルに従った測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ スコープ1 ▶ スコープ2 ▶ スコープ3 <p>(2)各スコープの排出原単位</p> <p>(3)スコープ1およびスコープ2の排出量について、以下の項目を個別に開示しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 連結ベース(親会社およびその子会社) ② (連結適用されない)関連会社、共同支配企業、非連結子会社または①に該当しない関係会社 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の連結非適用の事業体の排出量を含めるにあたって用いた手法 (例：GHGプロトコル基準における「出資比率基準」や「経営支配基準」※1) ・上記の手法を選択した理由と「指標と目標」の開示目的との関連性 <p>(4)スコープ3の排出量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上流と下流の排出量を含める ▶ 測定に含まれるカテゴリー (※GHGプロトコルでは15カテゴリー) ▶ 測定に、バリューチェーン内の事業者から提供された情報がある場合、その測定根拠 ▶ 測定から除外しているカテゴリーがある場合は、その除外した理由 <p>(b) 移行リスクにさらされる資産または事業活動の量と割合</p> <p>(c) 物理的リスクにさらされる資産または事業活動の量と割合</p> <p>(d) 気候関連の機会に関連する資産または事業活動の量と割合</p> <p>(e) 気候関連のリスクと機会に対して、投下した資本的支出(設備投資)、資金調達または投資の額</p> <p>(f) インターナル・カーボンプライシング</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出コストを評価するために用いる、温室効果ガス排出量1トンあたりの価格 ▶ 経営判断において、炭素価格をどのように適用しているか (例：投資決定、移転価格、シナリオ分析など) <p>(g) 役員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候関連の考慮事項に連動する報酬の割合 ▶ 気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように反映されているか <p>上記の(b)~(g)について、以下の事項を満たさなければならない</p> <p>(a) 業界ベースの測定基準</p> <p>(b) それらの額と財務諸表の金額との整合性</p> |

各気候関連の目標について、以下の情報を開示しなければならない

- (a) 戦略的目標の達成に向けた進捗を評価するために用いる指標
- (b) 気候関連のリスクと機会への対応について、企業が設定した具体的な目標
- (c) この目標が、絶対目標であるのか、原単位目標(相対目標)であるのか
- (d) どのような目的に対する目標なのか(例:「気候変動の緩和」なのか「気候変動への適応」なのか等)
- (e) 気候変動に関する最新の国際協定で定められた目標との比較および第三者検証の有無
- (f) 目標がセクター別の脱炭素化アプローチを用いて導出されたか
- (g) 目標が適用される期間
- (h) 進捗を測定するための基準期間
- (i) 中間目標(マイルストーン)

測定基準を特定、選択、開示する際、企業は業界ベースの測定基準を参照し、その適用可能性を検討しなければならない

※1. GHG プロトコルにおける「出資比率基準」および「経営支配基準」について、「出資比率基準」は、その持分比率に応じて、連結非適用会社の GHG 排出量を加算する方法である。一方で、「経営支配基準」は、持分比率に関係なく経営を実質的に支配している場合には、当該企業の GHG 排出量を 100%加算する方法である。逆に、持分法適用会社で、ある程度の出資をしていても経営支配がないと判断される場合には、加算は行わない(0%)。

(出所) ISSB, “[Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures”より日興リサーチセンター作成

3. 最後に

ISSB は、「IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」および「IFRS S2 気候関連開示」の基準案について、パブリックコメントを 2022 年 7 月 29 日まで募集し、検討の後、2022 年内での最終基準の公開を目指している。

日本においては、2021 年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの補充原則 3-1③にて、プライム上場企業に対して、「TCFD またはそれと同等の枠組み(「IFRS S2 気候関連開示」)に基づく開示⁶」を求めている。同基準案は、グローバルに一貫性と比較可能性を兼ね備えた統一基準であることから、TCFD 提言よりも投資家にとって利便性が高いと考える。

一方で、企業にとって、開示コストの負担が増えることが考えられる。例えば、社外のスコープ 3 の温室効果ガス排出量の把握が、未だに難しいことや、自社の気候戦略を同業他社に知られると競争上不利になることへの懸念など、詳細な情報開示に対する企業側の対応も課題になるであろう。

⁶ 詳細は、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)」(https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsg_eu000005ln9r-att/nlsgeu000005lne9.pdf)を参照。

Appendix. 「IFRS S2 気候関連開示」とTCFD 提言の比較

| | TCFD提言 | IFRS S2 気候関連開示 |
|-------|--|--|
| ガバナンス | <ul style="list-style-type: none"> a) 気候関連のリスクと機会に対する取締役会の監督 b) 気候関連のリスクと機会の評価および管理における経営陣の役割 | <p>左記のTCFD提言の項目に加えて、下記の追加的な情報開示を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連のリスクと機会の監督責任を負う組織の機関または個人の特定 ✓ 気候関連のリスクと機会に対する当該組織の責任が、取締役会のマナドート、組織の委任事項、その他の方針にどのように反映されているか ✓ 気候関連のリスクと機会への対応戦略を監督するために有用なスキルと能力をどのように確保しているか ✓ 気候関連のリスクと機会の管理に、十分な統制・手続が適用されているのか、またそれが他の内部機能とどのように統合しているか |
| 戦略 | <ul style="list-style-type: none"> a) 組織が特定している短中長期の気候関連のリスクと機会 b) 気候関連のリスクと機会が組織の事業、戦略、財務計画に与える影響 c) 2°Cまたは2°C未満シナリオを含む、様々な気候関連シナリオを考慮した際の組織の戦略レジリエンス | <p>左記のTCFD提言の項目に加えて、下記の追加的な情報開示を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 組織が、ビジネスモデル・戦略・資源配分・生産プロセス・製品サービス・人材戦略における変更への対応を含む、気候関連のリスクと機会に対して、どのように直接的に対応するのか ✓ 組織が、顧客およびサプライヤーとの協業を含む、気候関連のリスクと機会に対して、どのように間接的に対応するのか ✓ 組織の戦略と計画について、経営資源をどのように調達しているか ✓ 投資計画や資金源を含む、財務状況に予想される経時的な変化 ✓ 企業業績に予想される経時的な変化 ✓ 移行計画における排出削減目標およびカーボンオフセットの使用について <p>戦略のレジリエンスについて、下記の追加的な情報開示を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 戦略のレジリエンスについての重要な不確定要素 ✓ 経時的に戦略を修正・適応する組織の能力 ✓ レジリエンスの分析と評価がどのように実施されてきたのかに関する詳細 |
| リスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> a) 気候関連リスクの特定および評価のためのプロセス b) 気候関連リスクを管理するための組織のプロセス c) 気候関連リスクの特定、評価および管理のためのプロセスが組織の全体的なリスク管理にどのように統合されているか | <p>左記のTCFD提言の項目に加えて、下記の追加的な情報開示を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連の機会を特定し、優先順位をつけるために使用したプロセスも含む ✓ 気候関連リスクを特定するために使用したインプット（データ源、対象となるオペレーションの範囲、前提条件の詳細） ✓ 過去の会計年度と比較して、使用したプロセスを変更したかどうか <p>左記のTCFD提言の項目と整合</p> <p>左記のTCFD提言の項目と整合</p> |
| 指標と目標 | <ul style="list-style-type: none"> a) 戦略およびリスク管理プロセスに沿って、気候関連のリスクと機会を評価するために使用している指標 b) スコープ1およびスコープ2に加えて、該当する場合はスコープ3の温室効果ガス排出量と関連リスク c) 気候関連のリスクと機会を管理するために組織が使用している目標と実績 | <p>左記のTCFD提言の項目に加えて、下記の追加的な情報開示を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 産業別の開示が求められる ✓ スコープ1およびスコープ2は、(1)連結グループ、(2)連結適用されない関連会社、共同支配企業、非連結子会社または(1)に該当しない関係会社、について個別の開示が求められる ✓ スコープ3の開示が求められる ✓ 目標は、気候変動に関する最新の国際協定で掲げられた目標とどのように比較されたかまた、第三者検証が行われているか ✓ 目標は、セクター別の脱炭素化アプローチから導出されたのか |

(出所)IFRS, "Comparison [Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures with the TCFD Recommendations"より作成

(END)